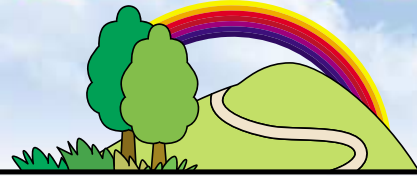


揖斐ふれあい町村 合併協議会 だより



新市建設計画策定小委員会の模様

INDEX

目次

- 小委員会の委員構成 2
- 2町5村で新市に 3
- Q&Aコーナー
市と町村の違いについて 4
- お知らせ 4

2町5村で新市に

- 法改正により市制要件緩和 -

第2号

平成15年9月1日発行

基本項目等検討小委員会委員名簿（21名）

（敬称略）

町村名	種別	氏名	備考
揖斐川町	1号委員	宗宮 孝生	委員長
	2号委員	田中 寿	
	4号委員	若山 賢一	
谷汲村	1号委員	堀口 賢一	
	2号委員	山本 猷治	副委員長
	4号委員	寺田 昭士	
大野町	1号委員	杉山 茂	
	2号委員	河田 善光	
	4号委員	加野不二夫	
春日村	1号委員	樋口 直嗣	
	2号委員	川村 邦正	
	4号委員	竹内 保	
久瀬村	1号委員	高橋 毅	
	2号委員	増元 順一	
	4号委員	堀 忠行	
藤橋村	1号委員	清水 政則	
	2号委員	高橋 卓	
	4号委員	中石 澄男	
坂内村	1号委員	新井 弘文	
	2号委員	杉坂 好一	
	4号委員	宮川 史朗	

小委員会の委員構成決まる

去る7月15日、第1回揖斐ふれあい町村合併協議会終了後、3つの小委員会（基本項目等検討小委員会・協定項目検討小委員会・新市建設計画策定小委員会）の委員構成等について決定されました。なお、各小委員会の委員構成は次のとおりです。

小委員会では協議会から付託された案件について調査・審議等を行い、その経過及び結果を随時協議会に報告します。



新市建設計画策定小委員会委員名簿（24名）

（敬称略）

町村名	種別	氏名	備考
揖斐川町	2号委員	田中 寿	副委員長
	3号委員	市田 茂和	
	4号委員	坪井 進	
谷汲村	2号委員	山本 猷治	
	3号委員	古野 数利	
	4号委員	寺田 昭士	
大野町	1号委員	杉山 茂	委員長
	2号委員	河田 善光	
	3号委員	杉山 豊年	
	4号委員	加野不二夫	
春日村	1号委員	樋口 直嗣	
	2号委員	川村 邦正	
	3号委員	山口 保	
	4号委員	竹内 保	
久瀬村	2号委員	増元 順一	
	3号委員	高橋 軍平	
	4号委員	堀 忠行	
藤橋村	1号委員	清水 政則	
	2号委員	高橋 卓	
	3号委員	中川 千吉	
	4号委員	中石 澄男	
坂内村	2号委員	杉坂 好一	
	3号委員	奥田 良一	
	4号委員	奥田 豊歳	

協定項目検討小委員会委員名簿（25名）

（敬称略）

町村名	種別	氏名	備考
揖斐川町	1号委員	宗宮 孝生	
	3号委員	富田 千秋	
		市田 茂和	
	4号委員	坪井 進	
谷汲村	1号委員	堀口 賢一	委員長
	3号委員	古野 数利	
		高橋 一良	
	4号委員	山岸 茂	
大野町	3号委員	杉山 豊年	副委員長
		中川 仁志	
	4号委員	馬淵 龍男	
春日村	3号委員	山口 保	
		川村 邦正	(2号)
	4号委員	森 榮久	
久瀬村	1号委員	高橋 毅	
	3号委員	高橋 軍平	
		増元 順一	(2号)
	4号委員	森 覚成	
藤橋村	3号委員	中川 千吉	
		高橋 卓	(2号)
	4号委員	中野 義男	
坂内村	1号委員	新井 弘文	
	3号委員	奥田 良一	
		杉坂 好一	(2号)
	4号委員	奥田 豊歳	

2町5村で新市に 法改正により市制要件緩和

去る7月9日、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第105号）」が施行されました。

これにより、「人口3万人以上」という要件のみで2町5村が合併して新市になるための期限が以前は平成16年3月31日でしたが、今回の改正により平成17年3月31日まで延長されました。

新設合併（対等）の場合の市になるための要素

町村同士が新設（対等）合併した場合		市となるべき要件（地方自治法第8条第1項）			
		（1） 人口要件	（2） 中心市街地 戸数割合	（3） 都市的業態 従事者割合	（4） 県の条例で 定める要件
改正前	～平成16年3月31日	3万人以上	満たさなくてよい		
	平成16年4月1日～平成17年3月31日	4万人以上	原則どおり	原則どおり	原則どおり
	平成17年4月1日～	5万人以上	原則どおり	原則どおり	原則どおり
改正後	～平成17年3月31日	3万人以上	満たさなくてよい		
	平成17年4月1日～	5万人以上	原則どおり	原則どおり	原則どおり

（参考）市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

1 市となるべき要件の特例

合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口3万以上を有することとする特例の適用期間を1年延長し、平成17年3月31日までに市町村の合併が行われる場合には、その適用があることとした。

地方自治法（抜粋）

第8条 市となるべき普通地方公共団体は、下に掲げる要件を具備していなければならない。

- （1）人口5万人以上を有すること。
- （2）当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。
- （3）商工業その他の都市的業態に従事する者の数が、全人口の6割以上であること。
- （4）前各号に掲げるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。

岐阜県条例（抜粋）

都市的施設その他の都市としての要件に関する条例（昭和23年条例第25号）

市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法第8条第1項第1号及至第3号に定めるものの外、下に掲げる要件を具備していなければならない。

- 1 税務署、公共職業安定所等の官署又は県の公署が5以上設けられていること。
- 2 学校教育法第4章に規定する高等学校又は同法第98条第1項の規定による中等学校が3以上設けられていること。
- 3 公私立の図書館、博物館、公会堂、公民館又は公園等の文化施設を2以上有すること。
- 4 上水道、下水道、軌道又はバス事業等の事業を、当該普通地方公共団体において1以上経営していること。
- 5 当該普通地方公共団体の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市民の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額と同額又はそれ以上であること。
- 6 当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口で除した額が、県の区域内における他の市の前年度予算総額をその市の全人口で除した額と同額又はそれ以上であること。
- 7 銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと。
- 8 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近5ヵ年間増加の傾向にあること。
- 9 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられていること。

2町5村の概要（H12国勢調査による）

町 村 名	人口（人）	世帯数	面積（km ² ）
揖斐川町	19,027	5,377	46.32
谷汲村	4,028	1,059	72.85
大野町	23,071	6,387	34.18
春日村	1,722	610	112.44
久瀬村	1,511	474	94.33
藤橋村	502	299	324.48
坂内村	663	283	153.26
合 計	50,524	14,489	837.86



町村合併 Q & A

Q 市と町村ではどのような違いがありますか？
A 市と町村の組織や機能等における相違点を示すと、概ね次のようになります。

項目	市	町村	備考
議員の定数	人口5万以上10万未満の市の場合の議員定数(上限)は30人	人口2万以上の町村の場合の議員定数(上限)は26人	地方自治法第91条
収入役	収入役を置かなければならない	条例で収入役を置かず、町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる	地方自治法第168条
監査委員定数	人口25万人未満の市は、3人又は2人	2人	地方自治法第195条
選挙期間	指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙の期間は7日間	議会の議員及び長の選挙の期間は5日間	公職選挙法第33条
福祉事務所	福祉事務所の設置が義務づけられている	福祉事務所の設置は任意	社会福祉法第14条
生活保護	生活保護の決定及び実施等を行う	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない	生活保護法第19条等
妊産婦等の入所等の措置	妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所等措置を行う		児童福祉法第22条等
障害児福祉手当等	障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の設定及び支給等を行う		特別児童扶養手当等の支給に関する法律17条等
知的障害者の援護等	知的障害者の援護等を実施		知的障害者福祉法第9条等
児童扶養手当	児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等を行う		児童扶養手当法第4条等

INFORMATION

お知らせ

傍聴できます

協議会及び小委員会は傍聴できます。傍聴を希望される方は会議開始15分前までに会場へお越しください。傍聴証をお渡しします。尚、傍聴できる人数は30人までですので、希望者が多数の場合は、抽選とさせていただきます。

会議録を閲覧できます

協議会及び小委員会会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局、揖斐川町、谷汲村、大野町、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村役場の合併事務担当課までお越しください。

ホームページを作成しました

揖斐ふれあい合併協議会では、ホームページを作成しました。協議会の開催状況、会議資料、会議記録などの情報を掲載しています。みなさんのアクセスをお待ちしています。
<ホームページアドレス> <http://www.ibi-gappei.jp/>